

第6章 心臟機能障害

第6章 心臓機能障害

I 障害程度等級表

級 別	心 臓 機 能 障 害	指 数
1 級	心臓機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	18
2 級		
3 級	心臓機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	7
4 級	心臓機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4

II 等級表の解説

1 18歳以上の者の場合

ア 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 次のいずれか2つ以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返しアダムスストークス発作が起こるもの。

a 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの

b 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの

c 心電図で脚ブロック所見があるもの

d 心電図で完全房室ブロック所見があるもの

e 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの

f 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの

g 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの

h 心電図で第I誘導、第II誘導及び胸部誘導（ただしV1を除く。）

のいずれかのTが逆転した所見があるもの

(イ) ペースメーカを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの

イ 等級表3級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。

(イ) アのaからhまでのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰り返し必要としているもの

(イ) ペースメーカを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

疑義解釈

参照ページ

人工ペースメーカ
人工弁

⇒P87, 4～8

ウ 等級表4級に該当する障害は次のものをいう。

(ア) 次のうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。

- a 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの
- b 心電図で期外収縮の所見が存続するもの
- c 心電図でSTの低下が0.2mV未満の所見があるもの
- d 運動負荷心電図でSTの低下が0.1mV以上の所見があるもの

(イ) 臨床所見で部分的心臓浮腫があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。

(ウ) ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

2 18歳未満の者の場合

ア 等級表1級に該当する障害は原則として、重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもので、次の所見(a～n)の項目のうち6項目以上が認められるものをいう。

- a 著しい発育障害
- b 心音・心雑音の異常
- c 多呼吸又は呼吸困難
- d 運動制限
- e チアノーゼ
- f 肝腫大
- g 浮腫
- h 胸部エックス線で心胸比0.56以上のもの
- i 胸部エックス線で肺血流量増又は減があるもの
- j 胸部エックス線で肺静脈うっ血像があるもの
- k 心電図で心室負荷像があるもの
- l 心電図で心房負荷像があるもの
- m 心電図で病的な不整脈があるもの
- n 心電図で心筋障害像があるもの

イ 等級表3級に該当する障害は、原則として、継続的医療を要し、アの所見(a～n)の項目のうち5項目以上が認められるもの又は心エコー図、冠動脈造影で冠動脈の狭窄若しくは閉塞があるものをいう。

ウ 等級表4級に該当する障害は、原則として症状に応じて医療を要するか少なくとも、1～3か月毎の間隔の観察を要し、アの所見(a～n)の項目のうち4項目以上が認められるもの又は心エコー図、冠動脈造影で冠動脈瘤若しくは拡張があるものをいう。

【参考】 等級表解説を表に整理したもの
(18歳以上)

1 臨床所見	2 エックグ線所見	3 心電図所見	4 活動能力の程度	5 人工ペースメーカー、人工弁植、弁置換
1級	<ul style="list-style-type: none"> 心胸比 0.60 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ア 陳旧性心筋梗塞 — 有 エ 脚ブロック — 有 オ 完全房室ブロック — 有 (第2度以上) カ 不完全房室ブロック — 有 キ 心房細動 (粗動) — 有 ケ S T の低下 — 有 (0.2mV以上) コ 第I誘導、第II誘導及び胸部誘導 (但しV1を除く) のいずれかのT逆転 — 有 <p>《いずれか2以上の所見》</p>	<p>ア 家庭内の普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起らないもの。</p> <p>イ 家庭内の普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返す、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。</p> <p>ウ 家庭内の普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起るもの。</p> <p>エ 家庭内の普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起るもの、又は頻回に頻脈発作を起し、救急医療を繰り返す必要とされているもの。</p> <p>オ 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起るもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起るもの。</p> <p>(アは非該当相当)</p>	
3級		<p>《いずれかの所見》</p>		有
4級		<ul style="list-style-type: none"> キ 心房細動 (粗動) — 有 ク 期外収縮 — 有 ケ S T の低下 — 有 (0.2mV未満) サ 運動負荷心電図における S Tの0.1mV以上の低下 — 有 <p>《いずれかの所見》</p>		
	キ 浮腫			

(18歳未満)

	1 臨床所見	2 検査所見	3 養護の区分
1級	<ul style="list-style-type: none"> ・ア 著しい発音障害 ・イ 心音・心雑音の異常 ・ウ 多呼吸又は呼吸困難 ・エ 運動制限 ・オ チアノーゼ ・カ 肝腫大 ・キ 浮腫 	<p>(1) 胸部エックス線所見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ア 心胸比0.56以上 ・イ 肺血流量増又は減 ・ウ 肺動脈うっ血像 <p>(2) 心電図所見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ア 心室負荷像 ・イ 心房負荷像 ・ウ 病的な不整脈 ・エ 心筋障害像 	<p>(5)</p>
3級	<p>《いずれか6項目以上の所見》</p> <p>《いずれか5項目以上の所見》</p>	<p>(3) 心エコー図、冠動脈造影所見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ア 冠動脈の狭窄又は閉塞 	<p>(4)</p>
4級	<p>《いずれか4項目以上の所見》</p>	<p>(3) 心エコー図、冠動脈造影所見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イ 冠動脈瘤又は拡張 	<p>(3)</p> <p>(2)</p>

(1) 6か月～1年毎の観察
 (2) 1か月～3か月毎の観察
 (3) 症状に応じて要医療
 (4) 継続的要医療
 (5) 重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの

(1)は非該当相当)

※ 人工ペースメーカー装置、人工弁移植（置換）⇒18歳以上の場合と同様に1級認定
 （疑難解釈 P.87,4）

Ⅲ 診断書・意見書の記載にあたっての留意点

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、疾患等により永続的に心臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。診断書は障害認定の正確を期するため、児童のための「18歳未満用」と成人のための「18歳以上用」とに区分して作成する。

(1) 「総括表」について

ア 「原因となった疾病・外傷名」について

原因疾患名はできる限り正確に書く。例えば、単に心臓弁膜症という記載にとどめず、種類のわかるものについては「僧帽弁狭窄兼閉鎖不全症」等と記載する。また、動脈硬化症の場合は「冠動脈硬化症」といった記載とする。傷病発生日月日は初診日でもよく、それが不明の場合は推定年月を記載する。

(2) 「心臓の機能障害の状況及び所見」について

ア 「1 臨床所見」について

臨床所見については、それぞれの項目について、有無いずれかに○印を付けること。その他の項目についても必ず記載すること。

イ 「2 胸部エックス線所見」について

胸部エックス線所見の略図は、丁寧に明確に書き、異常所見を記載する必要がある。心胸比は必ず算出して記載すること。

ウ 「3 心電図所見」について

心電図所見については、それぞれの項目について、有無いずれかに○印を付けること。運動負荷を実施しない場合には、その旨を記載することが必要である。STの低下については、その程度を何mVと必ず記載すること。

エ 「2(3) 心エコー図、冠動脈造影所見」(18歳未満用)について

乳幼児期における心臓機能障害の認定に重要な指標となるが、これを明記すること。

オ 「4 活動能力の程度」(18歳以上用)について

心臓機能障害の場合には、活動能力の程度の判定が障害程度の認定に最も重要な意味をもつので、診断書の作成に当たってはこの点を十分留意し、いずれか1つの該当項目を慎重に選ぶことが必要である。

診断書の活動能力の程度と等級の関係は、次のとおりつけられているものである。

ア …………… 非該当

イ・ウ …………… 4級相当

エ …………… 3級相当

オ …………… 1級相当

カ 「3 養護の区分」(18歳未満用)について

18歳未満の場合は、養護の区分の判定が障害程度の認定に極めて重要な意味をもつので、この点に十分留意し、いずれか1つの該当項目を慎重に選ぶこと。

診断書の養護の区分と等級の関係は次のとおりである。

(1) …………… 非該当

(2) (3) …………… 4級相当

(4) 3級相当

(5) 1級相当

2 適切な障害程度の認定（判断）を行うための留意点

(1) 心臓機能障害の障害程度の認定は、原則として、活動能力の程度（18歳未満の場合は養護の区分）とこれを裏づける客観的所見とにより行うものである。

(2) 心臓機能障害の認定においては、活動能力の程度（18歳未満の場合は養護の区分）が重要な意味をもつので、活動能力の程度判定の妥当性を検討する必要がある。

活動能力の程度又は養護の区分は、診断書全体からその妥当性が裏づけられていることが必要であり、活動能力の判定の根拠が、現症その他から納得しがたい場合には、診断書を作成した指定医に照会する等により慎重に検討したうえで認定することが望ましい。

(3) 活動能力が「ア」（18歳未満の場合は養護の区分の(1)）であっても、客観的な所見から、相当程度の心臓障害の存在が十分にうかがえるような場合には、機械的に非該当とせずに、念のために活動能力を確認するなどの取扱いが望まれる。また、客観的所見がなく、活動能力がイ～オ又は(2)～(5)とされている場合には、相互の関係を確認することが必要である。

(4) 乳幼児に係る障害認定は、障害の程度を判定できる年齢（概ね満3歳）以降を行うことを適当とするが、先天性心臓障害については、3歳未満であっても治療によっても残存すると予想される程度をもって認定し、一定の時期に再認定を行うことは可能である。

問	答
<p>1. 先天性心疾患による心臓機能障害をもつ者が、満18歳以降に新規で手帳申請した場合、診断書及び認定基準は、それぞれ「18歳以上用」と「18歳未満用」のどちらを用いるのか。</p> <p>2. 更生医療によって、大動脈と冠動脈のバイパス手術を行う予定の者が、身体障害者手帳の申請をした場合は認定できるか。また急性心筋梗塞で緊急入院した者が、早い時期にバイパス手術を行った場合は、更生医療の申請と同時に障害認定することは可能か。</p> <p>3. 18歳以上用の診断書の「3心電図所見」の「シ その他の心電図所見」及び「ス 不整脈のあるものでは発作中の心電図所見」の項目があるが、認定基準及び認定要領等にはその取扱いの記載がないが、これらの検査データはどのように活用されるのか。</p> <p>4. ペースメーカを植え込みしたもので、「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)はどのように判断するのか。</p>	<p>それぞれ「18歳以上用」のものを使うことが原則であるが、成長の度合等により、「18歳以上用」の診断書や認定基準を用いることが不適当な場合は、適宜「18歳未満用」により判定することも可能である。</p> <p>心臓機能障害の認定基準に該当するものであれば、更生医療の活用の有無に関わりなく認定可能であるが、更生医療の適用を目的に、心疾患の発生とほぼ同時に認定することは、障害固定後の認定の原則から適当ではない。</p> <p>また、バイパス手術の実施のみをもって心臓機能障害と認定することは適当ではない。</p> <p>診断医が、「活動能力の程度」等について判定する際の根拠となり得るとの理由から、シ、スの2項目が加えられており、必要に応じて当該検査を実施し、記載することとなる。</p> <p>(1) 植え込み直後の判断については、次のとおりとする。</p> <p>「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)とは、日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン」(2011年改訂版)のクラスⅠに相当するもの、又はクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2未満のものをいう。</p> <p>「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)とは、同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2以上4未満のものをいう。</p> <p>「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)とは、同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が4以上のものをいう。</p> <p>(2) 植え込みから3年以内に再認定を行うこととするが、その際の判断については次のとおりとする。</p> <p>「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)とは、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2未満のものをいう。</p> <p>「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)とは、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2以上4未満のものをいう。</p> <p>「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)とは、身体活動能力(運</p>

問	答
	<p>動強度：メッツ) の値が4以上のものをいう。</p>
<p>5. ペースメーカを植え込みした者、又は人工弁移植、弁置換を行った者は、18歳未満の者の場合も同様か。</p>	<p>先天性疾患によりペースメーカを植え込みした者は、1級として認定することとしており、その先天性疾患とは、18歳未満で発症した心疾患を指すこととしている。したがって、ペースメーカを植え込みした18歳未満の者は1級と認定することが適当である。また、弁移植、弁置換術を行った者は、年齢にかかわらずいずれも1級として認定することが適当である。</p>
<p>6. 体内植込み(埋込み)型除細動器(ICD)を装着したものについては、ペースメーカを植え込みしているものと同様に扱うのか。</p>	<p>同様に扱うことが適当である。</p>
<p>7. 発作性心房細動のある「徐脈頻脈症候群」の症例にペースメーカを植え込んだが、その後心房細動が恒久化し、事実上ペースメーカの機能は用いられなくなっている。この場合、再認定等の際の等級は、どのように判定すべきか。</p>	<p>認定基準の18歳以上の1級の(イ)「ペースメーカを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカを植え込みしたもの」、3級の(イ)「ペースメーカを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」及び4級の(ウ)「ペースメーカを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」の規定には該当しないものとして、その他の規定によって判定することが適当である。</p>
<p>8. 人工弁移植、弁置換に関して、 ア. 牛や豚の弁を移植した場合も、人工弁移植、弁置換として認定してよいか。 イ. また、僧帽弁閉鎖不全症により人工弁輪移植を行った場合も、アと同様に認定してよいか。 ウ. 心臓そのものを移植した場合は、弁移植の考えから1級として認定するのか。</p>	<p>ア. 機械弁に限らず、動物の弁(生体弁)を移植した場合も同様に扱うことが適当である。 イ. 人工弁輪による弁形成術のみをもって、人工弁移植、弁置換と同等に取り扱うことは適当ではない。 ウ. 心臓移植後、抗免疫療法を必要とする期間中は、1級として取り扱うことが適当である。 なお、抗免疫療法を要しなくなった後、改めて認定基準に該当する等級で再認定することは適当と考えられる。</p>
<p>9. 本人の肺動脈弁を切除して大動脈弁に移植し、切除した肺動脈弁の部位に生体弁(牛の弁)を移植した場合は、「人工弁移植、弁置換を行ったもの」に該当すると考えてよいか。</p>	<p>肺動脈弁を切除した部位に新たに生体弁を移植していることから、1級として認定することが可能である。</p>
<p>10. 肺高血圧症に起因する肺性心により、心臓機能に二次的障害が生じた場合、検査所見及び活動能力の程度が認定基準に該当する場合は、心臓機能障害として認定できるか。</p>	<p>二次的障害であっても、その心臓機能の障害が認定基準に該当し、かつ、永続するものであれば、心臓機能障害として認定することが適当である。</p>

心臓の機能障害の状況及び所見 (18歳以上用)

(該当するものを○でかこむこと)

1 臨床所見

- | | |
|---------------|----------------|
| ア 動悸 (有・無) | キ 浮腫 (有・無) |
| イ 息切れ (有・無) | ク 心拍数 |
| ウ 呼吸困難 (有・無) | ケ 脈拍数 |
| エ 胸痛 (有・無) | コ 血圧 (最大 . 最小) |
| オ 血痰 (有・無) | サ 心音 |
| カ チアソーゼ (有・無) | シ その他の臨床所見 |
- ス 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等

2 胸部X線所見 (年 月 日)



心胸比

3 心電図所見 (年 月 日)

- | | |
|---------------------------------------|-----------------|
| ア 陳旧性心筋梗塞 | (有・無) |
| イ 心室負荷像 | (有<右室、左室、両室>・無) |
| ウ 心房負荷像 | (有<右房、左房、両房>・無) |
| エ 脚ブロック | (有・無) |
| オ 完全房室ブロック | (有・無) |
| カ 不完全房室ブロック | (有第 度・無) |
| キ 心房細動(粗動) | (有・無) |
| ク 期外収縮 | (有・無) |
| ケ S T の低下 | (有 mV・無) |
| コ 第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導(但し V1を除く)のいずれかのTの逆転 | (有・無) |
| サ 運動負荷心電図におけるS Tの 0.1mV以上の低下 | (有・無) |
| シ その他の心電図所見 | |
| ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見 (発作年月日記載) | |

4 活動能力の程度

ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこらないもの。

イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。

ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの。

エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの、又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの。

オ 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの又は繰返してアダムスストークス発作がおこるもの。

- | | | |
|---|--------------|------------------|
| 5 | ペースメーカー | (有・無) |
| | 人工弁移植、弁置換 | (有・無) |
| 6 | ペースメーカーの適応度 | (クラスⅠ・クラスⅡ・クラスⅢ) |
| 7 | 身体活動能力(運動強度) | (メッツ) |

心臓の機能障害の状況及び所見 (18歳未満用)

(該当するものを○でかこむこと)

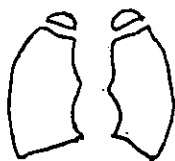
1 臨床所見

- ア 著しい発育障害 (有・無) オ チアノーゼ (有・無)
 イ 心音・心雑音の異常 (有・無) カ 肝腫大 (有・無)
 ウ 多呼吸又は呼吸困難 (有・無) キ 浮腫 (有・無)
 エ 運動制限 (有・無)

2 検査所見

(1) 胸部X線所見 (平成 年 月 日)

- ア 心胸比0.56以上 (有・無)
 イ 肺血流量増又は減 (有・無)
 ウ 肺静脈うつ血像 (有・無)



心胸比

(2) 心電図所見

- ア 心室負荷像 [有(右室、左室、両室)・無]
 イ 心房負荷像 [有(右房、左房、両房)・無]
 ウ 病的な不整脈 [種類] (有・無)
 エ 心筋障害像 [所見] (有・無)

(3) 心エコー図、冠動脈造影所見 (平成 年 月 日)

- ア 冠動脈の狭窄又は閉塞 (有・無)
 イ 冠動脈瘤又は拡張 (有・無)

3 養護の区分

- (1) 6か月～1年毎の観察 (4) 断続的要医療
 (2) 1か月～3か月毎の観察 (5) 重い心不全、低酸素血症、アダムス
 (3) 症状に応じて要医療 ストークス発作又は狭心症発作で断
 続的医療を要するもの